

平成 22 年 5 月

保護者のみなさんへ

貝塚市立永寿小学校  
校長 阪口 博

## 警報発令時の臨時措置について

大阪府または泉州に『暴風警報』が発令された場合のみ、下記の様な措置を取ります。なお、①について昨年と変更していますので、よろしくお取り計らい下さい。

### 記

①朝 7 時に、「暴風警報」が出ているときは、休校にします。(大雨、洪水、雷、高潮等の警報は含みません)

②登校後、「暴風警報」が出されたときは、校長が判断して、下させることがあります。その場合にそなえて、どこへ帰宅するか、子どもと十分に話し合い、きちんと約束をしておいて下さい。

③なかよししホームについて

・午前 7 時に警報が出されているときは、休みます。

・登校後、警報が出され、下校させるときも休みます。

☆ 警報発令中に学校への電話での問い合わせはご遠慮下さい。

関係庁からの大切な連絡が取れなくなりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。